異　議　申　立　書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申立人 | 住　　　所 | ◯◯県◯◯市◯◯１－２－３  ◯◯ビル◯階 |
| 氏　　　名 | ◯◯ ◯◯　㊞ |
| 昼　間　の連　絡　先 | 電話番号　◯◯◯－◯◯◯－◯◯◯  ＦＡＸ　　◯◯◯－◯◯◯－◯◯◯ |
| 被害者との関　　　係 | 本人親族（続柄　　）受任者・その他（　　） |

令和５年３月３０日

◯◯保険株式会社　御中

先般の保険請求に対する認定結果

につき，不服であるので，後述のと

おり異議申立を行います。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 証明書番号 | 1234-56780 | 事故日 | 令和３年３月３０日 | 被害者名 | デイライト太郎 |

|  |
| --- |
| 異議申立の主旨（弊社の認定・判断等に対するあなたのご意見及びその根拠についてご記載下さい） |
| 令和４年５月２５日付認定票別紙では、被害者が訴える右股関節骨折後の右股関節の痛みについて |
| 、骨癒合が良好であること、関節面の不整も認められないことから、他覚的に神経系統の障害が証明 |
| されるものとは捉えられないとした上で、骨折の状態、症状経過、治療経過等を勘案すると、将来に |
| おいても回復が困難と見込まれる障害と捉えられるとして、「局部に神経症状を残すもの」として別 |
| 表第二第１４級９号に該当すると認定している。 |
| しかしながら、被害者は現在も右股関節の痛みを有し、特に右足を動かしたり、歩いたりするとズ |
| キズキという痛みが増強している。具体的には、３０分程度歩いただけで右股関節の痛みが増強する |
| 状況である。当該事情からすれば、日常生活において相当程度の支障があり、今後被害者が労務に従 |
| 事するにあたり、少なくとも１４％ほどの労働能力喪失があるといえる。 |
| 実際にも、本件事故後、被害者は右股関節の痛みについて入院中を通じて訴え続けていた。 |
| 診療録によれば、令和３年３月３０日（事故当日）午後３時に被害者は「股関節が痛い」と関節 |
| の痛みを訴え、医師の指示により、ボルタレンを内服している（診療録５頁）。 |
| また、同月３１日には、「強い痛みがある。」と被害者からの訴えがあり、「疼痛増強している、苦痛表 |
| 情あり」と記載がある（診療録３６頁）。その後も、同日午後８時頃、「痛みが出てきた。」と被害者の |
| 訴えがある（診療録４２頁）。また、同年４月１日にも、「痛みでキツくなってきた。」と被害者は訴 |
| え、「疼痛あり」と記載されている（診療録４３頁）。同様に、同月４日午前１１時頃に、「ナースコ |
| ールがあり、疼痛にて本人管理、ボルタレン、レパミピド内服した様子。」とあり（診療録４５頁 |
| ）、痛み止めを服用しなければ疼痛コントロールができない状況が続いている。その後も、同月６日 |
| 午後５時頃、被害者は「今日も痛みがあります。」と述べ、痛み止めを服用し続けている（診 |
| 療録５０頁）。同月８日には、「深夜３時くらいに痛みで目が覚めた。」と事後報告しており（診 |
| 療録５５頁）、夜間痛も訴えている。 |
| リハビリを開始してからも、「常時痛みあり」とあり、被害者が右股関節痛を訴え続けている（診療 |
| 録５８頁）。 |
| また、事故態様について、本件事故は、被害者が青信号に従って交差点を歩行しているところに普通 |
| 乗用自動車が衝突したものであり、その衝撃は極めて大きいものである。 |
| こうした被害者が訴えている症状の推移や事故態様と現在の被害者の自覚症状と日常生活への影響か |
| らすれば、「局部に頑固な神経症状を残すもの」として、別表第二第１２級１３号に該当するもので |
| ある。 |
|  |
|  |

|  |
| --- |
| 添付資料（あなた様のご意見を裏付ける新たな資料がごさいましたら書類名をご記入のうえ，添付して下さい。 |
| カルテ（◯◯整形外科） |
| ◯◯病院診察録、医師指示、実施簿 |
|  |
|  |

（事故Ｎｏ. ）

※太線の枠内をご記入ください。必要であれば便箋など別紙をご使用ください。

会社受付印